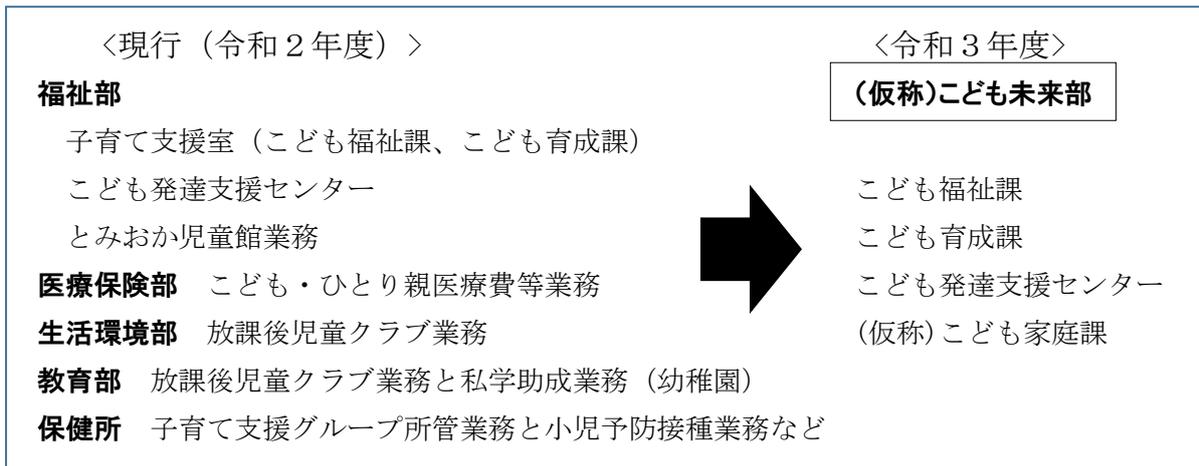


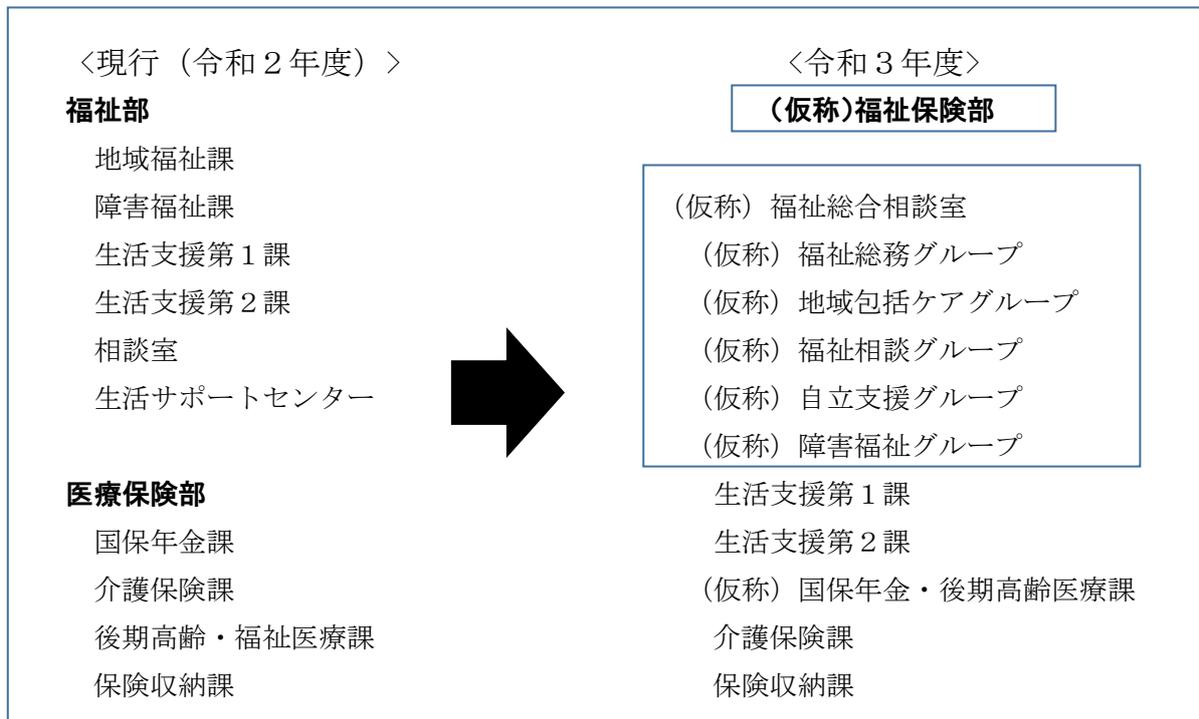
部・室・課の体制など（案）

部の編成

(1) (仮称)こども未来部の新設



(2) (仮称)福祉保険部の新設



業務の移管など(部の編成を除く)

(1) 総務部

- ・石狩湾新港関連業務を産業港湾部へ、道路関連の期成会業務を建設部へそれぞれ移管する。

(2) 財政部

- ・建設部からふるさとまちづくり協働事業の寄附受入業務を受け入れる。

(3) 産業港湾部

- ・総務部から石狩湾新港関連業務を受け入れる。
- ・農政課と水産課を統合し、(仮称)農林水産課を新設する。

(4) 生活環境部

- ・建設部からふるさとまちづくり協働事業業務を受け入れる。
- ・放課後児童クラブ業務を(仮称)こども未来部へ、ひきこもり関連調整業務を(仮称)福祉保険部へそれぞれ移管する。

(5) 保健所

- ・子育て包括支援センターを含む子育て支援グループ所管業務と小児予防接種業務などを(仮称)こども未来部へ移管する。

(6) 建設部

- ・総務部から道路関連の期成会業務を受け入れる。
- ・ふるさとまちづくり協働事業業務を生活環境部へ移管する。(寄附受入業務は財政部へ移管。)

(7) 消防本部

- ・高島支所と手宮出張所を統合し、(仮称)手宮支署を新設する。

(8) 水道局

- ・管路維持課と整備推進課を(仮称)水道施設課と(仮称)下水道課へ再編する。

(9) 教育委員会(教育部)

- ・放課後児童クラブ業務と私学助成業務(幼稚園)を(仮称)こども未来部へ移管する。

部・室・課の増減

(1) 部の増減

- 新設 2 (仮称) こども未来部、(仮称) 福祉保険部
- 廃止 2 福祉部、医療保険部

(2) 室の増減

- 新設 1 (仮称) 福祉総合相談室
- 廃止 1 子育て支援室

(3) 課の増減 3課減

- 新設 7 (仮称) 農林水産課、(仮称) こども家庭課、(仮称) 国保年金・後期高齢医療課、(仮称) 手宮支署 1 課、(仮称) 手宮支署 2 課、(仮称) 水道施設課、(仮称) 下水道課
- 廃止 10 水産課、農政課、地域福祉課、障害福祉課、相談室、生活サポートセンター、国保年金課、後期高齢・福祉医療課、管路維持課、整備推進課

組織改革に係る業務の移管等

【現行、令和2年度】

▲令和3年度に他部へ移管する業務等

総務部

- ▲石狩湾新港関連業務
- ▲道路関連の期成会業務

財政部

産業港湾部

生活環境部

- ▲放課後児童クラブ業務
- ▲ひきこもり関連調整業務

医療保険部

国保年金課、介護保険課、後期高齢・福祉医療課、保険収納課

- ▲こども・ひとり親医療費等業務

福祉部

子育て支援室、こども発達支援センター、地域福祉課、障害福祉課、生活支援第1課、生活支援第2課、相談室、生活サポートセンター

保健所

- ▲子育て世代包括支援センターを含む子育て支援グループ業務
- ▲小児予防接種業務など

建設部

- ▲ふるさとまちづくり協働事業業務

消防本部

水道局

教育委員会(教育部)

- ▲放課後児童クラブ業務
- ▲私学助成業務(幼稚園)

【令和3年度】

○令和3年度に他部から移管される業務等

総務部

財政部

- ふるさとまちづくり協働事業(寄附受入業務)

産業港湾部

- 石狩湾新港関連業務
- 農政課と水産課を(仮称)農林水産課へ統合

生活環境部

- ふるさとまちづくり協働事業業務

福祉保険部(新設)

(仮称)福祉総合相談室(福祉総務グループ、地域包括ケアグループ、福祉相談グループ、自立支援グループ、障害福祉グループ)、生活支援第1課、生活支援第2課、(仮称)国保年金・後期高齢医療課、介護保険課、保険収納課

- ひきこもり関連調整業務
- 福祉の総合相談窓口を開設

こども未来部(新設)

こども福祉課、こども育成課、こども発達支援センター、(仮称)こども家庭課

- こども・ひとり親医療費等業務
- 放課後児童クラブ業務
- 私学助成業務(幼稚園)
- 子育て世代包括支援センターを含む子育て支援グループ業務
- 小児予防接種業務など

保健所

建設部

- 道路関連の期成会業務

消防本部

- 高島支所と手宮出張所を統合し(仮称)手宮支署を新設

水道局

- 管路維持課と整備推進課を(仮称)水道施設課と(仮称)下水道課へ再編

教育委員会(教育部)

* 変更のある部を表示しております。